

社会福祉 しずおか

2016
12
No.793

特集 障害者権利条約の締結と 障害者の社会参加に向けて

平成27年度福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち



★静岡県共同募金会長賞

沼津市立香貫小学校(6年) なか の ひで み 中野 秀美

「愛に始まる」

大きな手をハート形に表現して人々の幸せを描いた。



★しずおか健康長寿財団理事長賞

函南町立西小学校(4年) あ だ ち あおい 足立 葵

「笑顔」

笑顔でみんながつながっている。

※学校名、学年は平成27年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>
E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

障害者権利条約の締結と 障害者の社会参加に向けて

我が国は、2014年1月に、国連加盟国として141番目に「国連障害者権利条約」を締結し、障害のある人の社会参加を推進するため、2016年4月から障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法等が施行されました。こうした法律の理念を実現させるために、社会全体で障害に対する差別偏見の解消や雇用促進を進めていく必要があります。

今回、内閣府障害者政策委員会委員長に任じられ、2017年国連の障害者権利委員会委員に選出された静岡県立大学国際関係学部教授・大学院国際関係学研究科教授の石川准（いしかわ じゅん）先生（以下「石川先生」）からお話を伺いました。



石川 准氏 プロフィール

1956年、富山県出身。16歳で全盲となる。1989年、点字受験で史上初めて東京大学に入学。

1997年から静岡県立大学国際関係学部教授（社会学）、2015年から東京大学先端科学技術研究センター 特任教授を兼任。

自動点訳やGPS歩行支援など、視覚障害分野の支援技術の研究・開発も行っている。障害学会初代会長。2012年から内閣府障害者政策委員会の委員長を務める。また、国連の障害者権利委員会委員に選出され、2017年から4年間委員を務める。

Q

石川先生は、点字受験で初めて東京大学（以下「東大」）に合格され、その後も先駆者として、社会で御活躍されています。当時のことをお聞かせください。

A

今や文部科学省も力を入れており、高等教育機関における障害のある学生の支援が浸透している時期です。私自身も全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）の代表理事を務めています。

私が東大に入学したのは40年前になります。当時は大学に「門戸開放」を訴えながら、大学に点字受験を認めてもらうよう働きかけている時期でした。大学の点字受験は全国的にも例外的に認められるケースでした。東大点字受験は私が2人目の事例で、合格はハードルが高いことでしたが、私や関係者にとっても「門戸開放」に向けて悲願でした。

大学の受験は教科書の勉強だけではなく、予備校、参考書、模試等を利用することも必要になってきますが、当時視覚障害者にとってはこれらを利用することは難しいものでした。そ

のため、母親が参考書や問題集を録音してくれました。

当時、盲学校は職業教育が一般的であり、普通科の盲学校は全国で2か所しかありませんでした。私の学校は大学受験に力を入れて門戸開放を目指しており、点字の模試の支援や教員も熱意がある人が多かったですね。そうした雰囲気や後押し、期待もあり合格したときは、関係者も大変喜んでくれて、自分自身現役合格できると思いませんでした。

大学生生活は、親が大学の近くにマンションを借りてくれたので、通学は助かりました。しかし、お茶の水駅から本郷キャンパス行へのバス停が分かりづらく、人に聞く必要がある等、苦労もありました。

Q

この10年間、障害者の制度や動向については良い方向に変化していると思います。一方、視覚障害者のホーム転落事故や視覚障害者と盲導犬が交通事故に巻き込まれる等、痛ましい事件も発生しています。このことについて先生のお考えをお聞かせください。

A

障害者施策については、権利条約の批准に向け、制度改革がすすめられており、パラダイムシフト（障害の社会モデル）に基づき、社会的障壁を取り除いていくことが重要とした制度改革が進められています。今年4月から障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法が施行され、制度面は随分と権利条約に追いついてきた印象があります。

一方、人々の意識や気持ちはまだ追いついておらず、啓発や研修はもっと必要です。社会全体でみると、一部で気持ちの中に鬱屈した感情がある人も存在し、障害者の方が被害を受ける事件も発生しています。

また、制度面でもまだまだ課題はあります。私が委員長を務めている障害者政策委員会は、障害者施策のPDC Aサイクルにおいて、P（基本計画の意見具申）とC（計画の実施の監視機能）の役割を果たしています。私としては委員を、政府と関係団体の架け橋と位置づけ、建設的な対話を通して障害者施策に参加していけるよう運営してきました。

障害者政策委員会は仕事量が多

（平成17年からの主な障害者福祉の動向）

平成17年12月	障害者自立支援法が成立（平成18年4月施行）
平成19年4月	特別支援教育がスタート
平成19年7月	国連障害者権利条約に署名
平成23年8月	改正障害者基本法公布・施行
平成24年5月	障害者政策委員会施行
平成24年10月	障害者虐待防止法が施行
平成25年4月	障害者総合支援法が施行／障害者優先調達推進法が施行
平成26年1月	国連障害者権利条約を批准
平成28年4月	障害者差別解消法が施行／改正障害者雇用促進法が施行

くプレッシャーもあります。一方、やりがいもあり、例えば障害者差別解消法の基本方針について、政府に積極的意見を述べ、基本方針に委員会の意見を多く取り入れてもらうことができました。そして権利条約を批准後の第1回の政府報告については、政策委員会でもモニタリングを実施し、委員会の所見を報告に盛り込んでもらい国連に提出することができました。審議会という立場でそこまで踏み込んでいる例は少ないと思います。

Q

石川先生は我が国で初めて国連の障害者委員会の委員に就任されますが、障害者委員会について、具体的に教えていただけませんか。

A

国連には様々な人権条約があり、その中の一つに2006年に採択された障害者権利条約があります。権利条約の批准国（締約国）は条約の国内実施を約束したことになります。批准国にとっては憲法の次に優先度の高い国内法となります。また、条約を批准した国は実施状況を定期的に国連に報告する義務があります。国連の障害者権利委員会が報告内容をチェックし評価する機能を担っています。国内で例えると障害者政策委員会が該当します。

批准した国の報告書については、年間20か国の審査を行うため、審査待ちの状況となっています。日本は今年提出しましたが、審査の順番は4年後になると予想されます。

私自身、来年から年何回かジュネーブに行くことになります。このため、負担が大幅に増えるため、県立大

学は授業負担軽減などの配慮をしてくれることになっています。

Q

障害者の社会参加促進ということで、県社協としても2か年事業として、障害者雇用促進に係る啓発資料づくりに力を入れています。障害者雇用は法的に義務化されていますが、半数以上の企業が未達成の状況です。今後関係者が行っていくべきことについて御助言をお願いします。

A

障害者雇用を積極的に行う企業は、実績を活かし、障害者ひとり一人の能力を引き出している場合が多い。障害者雇用の未達成企業には、法律の義務を遵守することだけでなく、障害者を活用することによって、企業の新たな可能性を引出し、プラスになることを理解してほしいと思います。関係者には障害者雇用をしている企業の成功事例の紹介を通して啓発を進めていただくことを期待します。

Q 社協はこれまで地域福祉の担い手養成として、福祉教育を通して、主に学生を中心に啓発を図ってきました。今後どのように福祉教育に取り組みを行っていくべきか石川先生のお考えをお願いいたします。

A 障害児者の理解教育については、新しいアイデアや方法論も出ています。特に大人に対する啓発が重要です。大人になると考え方が固まっていますので、従来型の方法論では難しい。今後は、新しいプログラムの開発・導入が必要ではないでしょうか。例えば障害の疑似体験がありますが、マイナスの経験につながることもあります。今、民間の方が新しいプログラムを開発導入していますので、参考になると思います。

Q 特別支援教育が始まって35年が経ちます。教育についての先生のお考えをお聞かせください。

A 権利条約が進めているのはインクルーシブ（※）教育です。し

かし、日本では思うように進んでいないように思います。日本では地域の学校に環境整備が整っていないため、親が特別支援学校を選択するケースがあります。障害のあるなしに問わず、多様な子どもが楽しんで学校生活を送れる環境づくりは、社会全体で進めていく必要があります。

例えば飲み物としてコーヒーと紅茶を選ぶ位に、本人や家族が地域の学校か特別支援学校を自由に選択できるような魅力的な環境づくりをしていく必要があります。



Q 県社協としても今年7月に県の条例づくりの意見交換会に出席しました。数多くの当事者団体があつて、意見が対立することもあつて連携の難しさを感じました。条例づくりのことや関係者の連携について先生のお考えをお聞かせください。

A 多くの県や市で先行して条例をつくった自治体は障害者施策に熱心で、条例づくりのプロセスで行政と関係者の建設的な対話ができているケースが多い。障害者差別解消法は調整機能が弱い欠点があり、法を補完する機能となる条例が必要です。静岡県としても先進的な条例ができることを期待しています。

Q 最後に先生が静岡に住んでの印象やパラリンピックのこと等お聞かせください。

A 静岡の人は人柄が良く、明るい人が多くて、住みやすい県ですね。また健康的な印象もあります。

パラリンピックについては、これを機会としてインクルーシブな街づくりを成功してほしいと思います。パラリンピックの報道も以前と比べてアスリート目線になってきましたね。障害のある方が一般の方と同様にスポーツを楽しめる環境になってくれればと思います。

（最後に）

石川先生、本日は御多忙の中ありがとうございました。

先生のお話の中で「建設的な対話」というキーワードがとても良く響きました。本会も今後様々な関係者とのこのキーワードでネットワークを構築していきたいと思います。

（注）障害の表記について、制度との整合のため、「障害」で統一しました。

※インクルーシブ：「包括の意」

例…障害者と健常者と同じ教室で学ばせること。

文責 経営支援課

静岡県社会福祉協議会公益事業による貸付事業について

介護福祉士修学資金

〈介護福祉士修学資金〉

- ・対象者:介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生
- ・貸付額:月額5万円、入学準備金20万円、就職準備金20万円、受験対策費用4万円
- ・免除条件:介護福祉士資格を取得後、県内介護施設で介護職に5年間継続して就業すること

〈介護福祉士実務者研修受講資金〉

- ・対象者:実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す者
- ・貸付額:20万円以内
- ・免除条件:介護福祉士の資格取得後、県内介護施設で介護職に2年間継続して就業すること

〈離職した介護人材の再就職準備金〉

- ・対象者:介護福祉士等の資格を持ち、介護職としての実務経験を1年以上有する者で、県内介護施設に就職が決まった者
- ・貸付額:就職準備金として20万円以内(1回限り)
- ・免除条件:県内介護施設で介護職に2年間継続して就業すること

保育士修学資金

〈保育士修学資金〉

- ・対象者:指定の保育士養成校に在学し、保育士資格の取得を目指す学生
- ・貸付額:月額5万円以内(最大2年間)、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内
- ・免除条件:県内保育施設で保育士として5年間継続して就業すること

〈保育補助者雇上費〉

- ・対象者:保育士資格を持たない保育補助者を雇用する保育事業所
- ・貸付額:対象職員の雇用に係る人件費として月額295万3千円以内(最大3年間)
- ・免除条件:保育補助者が3年以内に保育士資格を取得すること

〈未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部〉

- ・対象者:未就学児をもつ潜在保育士または保育士で、保育所等に新たに勤務することが決定している、もしくは産休または育休から復帰する者(子どもの保育所等利用が決定している者)
- ・貸付額:月額2万7千円以内(最大1年間)
- ・免除条件:県内保育所等にて保育士として2年間継続して就業すること

〈就職準備金〉

- ・対象者:潜在保育士
- ・貸付額:就職準備金として20万円以内(1回限り)
- ・免除条件:県内保育所等にて保育士として2年間継続して就業すること

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

〈生活支援費〉

- ・対象者:静岡県内の児童養護施設等退所者または里親等委託解除者のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者
- ・貸付額:月額5万円以内
- ・免除条件:5年間継続して就業すること

〈家賃支援費〉

- ・対象者:静岡県内の児童養護施設等退所者または里親等委託解除者のうち、保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者、または就職している者
- ・貸付額:1か月あたりの家賃相当額(居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限)
- ・免除条件:5年間継続して就業すること

〈資格取得支援費〉

- ・対象者:静岡県内の児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の者で、就職に必要な資格の取得を希望する者。児童養護施設等の退所後または里親等委託解除後の4年以内に大学等に在学する者も含む
- ・貸付額:資格取得に要した費用の実費(25万円を上限)
- ・免除条件:2年間継続して就業すること

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

〈入学準備金〉

- ・対象者:静岡県内に住民登録があり、高等職業訓練促進給付金を受給して養成校に入学する者
- ・貸付額:50万円以内
- ・免除条件:養成機関を修了かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して就業すること

〈就職準備金〉

- ・対象者:静岡県内に住民登録があり、高等職業訓練促進給付金を受給して養成校を修了し、かつ資格を取得した者
- ・貸付額:20万円以内
- ・免除条件:資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して就業すること

※詳しくは本会HPをご覧ください。
<http://www.shizuoka-wel.jp>

平成28年10月26日(水)に、第198回理事会及び第164回評議員会を開催しました。議題及び報告事項は共通で以下のとおりです。

議 題

報告事項

第1号議案

人事案件(理事・評議員の委嘱)

欠員となっていた理事2名、評議員1名の選任及び委嘱を決議しました。

第2号議案

平成28年度一般会計及び生活福祉資金会計収支補正予算(案)

県社協全体で、収入・支出ともに、予算現額99億14万円余に対して、5億7,025万円余の増額補正により、補正後予算額は、104億7,040万円余となりました。

補正の主な要因は以下のとおりです。

● 県の9月補正等による介護福祉士修学資金及び保育士修学資金等貸付事業の事業拡充に伴う増額

● 市民後見人育成事業、認知症介護基礎研修、壮年活躍実践講座など県からの新たな事業受託に伴う増額

● 平成27年度決算の確定に伴う前期末支払資金残高が確定したことによる増額

1 平成28年度 上半期事業執行状況報告

県社協の上半期事業執行状況を報告しました。各事業とも概ね順調に推移しており、主な事業については以下のとおりです。

保育士及び福祉サービスの担い手の確保・育成

保育士・保育所支援センター及び福祉人材無料職業紹介所による保育士就職説明会、出張相談会や福祉の就職&進学応援フェア、福祉のお仕事魅力発見セミナーなどの事業に取り組んでいます。

全国的に福祉分野の求職者数が減少している中であって、9月末時点で356人の就職者を確保し、東京都に次いで全国2位の実績となっています。

生活支援サービス活性化事業の実施

高齢になっても、障がいがあっても、互いに支え合い、安心して身近な地域で暮らし続けるため、住民主体による生活支援サービスの普

及促進を図り、市社協や行政と協働し、生活支援サービスの立上げを支援しています。

住民参加型生活支援サービス普及セミナー・養成講座を小山町・沼津市・三島市・島田市・伊豆市において実施しており、平成27年度から取り組んでいる島田市道悦島地区において、住民主体の生活支援サービスの仕組みが整ってきました。

福祉サービス利用者の権利擁護

日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員に対する研修等を通じて、きめ細かな相談支援体制の充実強化を図っています。

また、静岡県より法人後見実施機関職員研修事業を受託し、成年後見制度業務の推進及び市民後見人の育成・支援組織の体制整備を図っています。

平成28年度末までに市民後見人養成に取り組む市町の数は13になる予定です。そのうち、12市町社会福祉協議会が成年後見実施機関を受託予定です。

2 社会福祉法改正の概要

平成29年4月1日に施行される社会福祉法改正の概要を説明しました。

法改正の目的は主に以下の5つです。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- ① 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- ② 財務会計に係るチェック体制の整備

2. 事業運営の透明性の向上

財務諸表の公表等について法律上明記

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉法人の本来に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める。

5. 行政の関与の在り方

- ① 所轄庁による指導監督の機能強化
- ② 国・都道府県・市の連携を推進

改正法では理事会の業務執行機関としての位置付け及び評議員会の法人運営の基本ルール・体制の決定と事後監督を行う必置の議決機関としての位置付けが明確になったため、本会の理事・評議員の構成の見直しや評議員選任・解任委員会の設置などについて検討を行っています。

3 定款変更に係る理事会・評議員会の追加開催について

社会福祉法改正に伴い定款の変更が必要となるため、12月20日に臨時理事会・評議員会を開催することとなりました。

熊本地震

静岡県災害ボランティア活動報告

final

4月14日、16日に発生した「熊本地震」において、静岡県社会福祉協議会では静岡県ボランティア協会と共同して嘉島町へのボランティア派遣を継続して実施しました。これまでも、本紙で活動状況を報告してきましたが、この度、計画していた第10次隊までのボランティア派遣と、10月22日には嘉島町の社協、行政の方々をお招きし「熊本地震活動報告会」を開催しましたので報告します。

第1次隊～第10次隊までのボランティア派遣

＊活動内容:避難所、仮設住宅における足湯・サロン活動、被災された家屋の片づけ活動など

	期 間	人 数	備 考
第1次隊	5月11日(水)～15日(日)	18人	
第2次隊	5月18日(水)～21日(土)	25人	
第3次隊	5月25日(水)～28日(土)	24人	
第4次隊	6月8日(水)～11日(土)	25人	
第5次隊	6月29日(水)～7月2日(土)	4人	
第6次隊	7月6日(水)～9日(土)	7人	
第7次隊	8月16日(火)～19日(金)	32人	学生ボランティア
第8次隊	8月24日(水)～27日(土)	7人	
第9次隊	9月21日(水)～24日(土)	7人	
第10次隊	10月5日(水)～8日(土)	7人	



活動を通して聞こえてきた被災地の「声」

避難所

「床が固くて休めていなかったが、足湯のおかげで久しぶりにぐっすり眠れた」
 「杖をついて歩いていたが、足湯をやってもらって歩くのが楽になった」

仮設住宅

「発災後、初めてご近所さんと再会することができた。久しぶりに会えてうれしかった」
 (遊びにに来ていたお孫さんから)「祖母は足がわるいのでほとんど外出しない。このような取り組みがあると外に出るよい機会になるのでありがたい」

熊本地震活動報告会

- 日 程

平成28年10月22日(土) 県総合社会福祉会館シズウエル 601会議室
- 参加者

市町行政、市町社協、ボランティア関係者等 90名
- 内 容

[第1部] 嘉島町社会福祉協議会からの感謝状の贈呈
 ゲストによる活動報告会
 嘉島町社会福祉協議会 事務局長 原田博徳 氏
 嘉島町社会福祉協議会 地域包括支援センター センター長 早川眞澄 氏
 嘉島町町民課 係長 園田ひろみ 氏

[第2部] 交流会

第1部の報告会ではゲストの3者から嘉島町の現状を報告いただき、共に熊本のことに「思いを馳せる」時間となりました。また、第2部の交流会では、飲食をしながらゲストと参加者が親睦を深める、楽しい場面となりました。



N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 紹 介

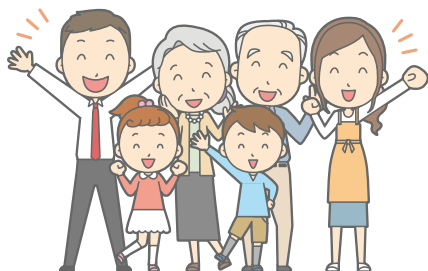
平成28年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた55団体の中から、今回は「セルフヘルプ助成事業」の受賞団体の活動を紹介します。

🍀「精神保健福祉ぬくもりの会」(富士宮市)

精神保健福祉ぬくもりの会は平成15年5月、富士宮保健所主催の「こころの健康講座」終了後、受講者有志10数名でスタートしました。現在は富士宮市・富士市在住の会員53名で、毎月第3水曜日に「富士宮駅前交流センターきらら」で定例会を開催しています。当事者を護り、家族も元気に生活していくために、「施設見学」「講師を招いての勉強会」「当事者又は家族の体験談」「小グループでの話し合い」等を行っています。現在取り組んでいる課題は「親亡き後の、当事者へのマニュアル作り」です。

親亡き後も当事者が普通に生活できるためには一般の方々の精神疾患に対する正しい理解と、世の中の偏見・差別を少しでもなくすることが大切だと思っています。この病気の普及啓発のために、多くの方々に集まっていただこうと、精神障害を理解していただくためのイベントを毎年開催しています。今年度は露の団姫・豊来家大治朗夫妻の講演を予定しています。

精神保健福祉ぬくもりの会は、家族が病気を受け入れ、当事者が安心して生活できるように、互いに支え合っていく家族会でありたいと願い、活動しています。



◆◆◆ 講演会のお問い合わせはこちらまで ◆◆◆

人生楽ありゃ苦も楽だ

日 時 平成29年2月12日(日) 14:00~16:00

場 所 富士宮市民文化会館大ホール(定員1200名)
入場無料

お問合せ先 精神保健福祉ぬくもりの会(担当:遠藤)
☎090-7432-0169

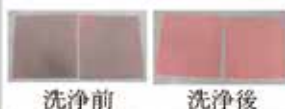
カーテン ・ リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
ほずれ程度の補修から欠落部品の補充サービスまで実施します。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル ・ リース&丸洗い洗浄



全国初、カーペットタイル丸洗いシステム。◆汚れ頻度の高い店舗、ゴルフ場 ◆衛生面で除菌消臭に気配りが必要なホテル、保育室 ◆短時間乾燥では休館日が無く人の往来が激しい老人ホームなど多様な施設でお役に立ちます。

販売から後々のメンテナンスまで・・・ 株式会社三ナワ

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。

洗浄から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に。
ブラインドもOK



当社独自の舞台幕メンテナンスです大変お喜び頂いています。

ご注文の時期が集中します。
御早めに予約願います。



カーテンレールは勿論の事、ロールスクリーン・シェード・ブラインドに至るまで修理修繕対応します。



ロールスクリーンクリーニング

学校の舞台幕(緞帳)

修理・修繕



● 平成29年 福祉カレンダーの御案内 ●

このほど、ふじのくに健康福祉キャンペーン推進協議会（静岡県、本会等で構成）が主催する「福祉のまちづくり絵画コンクール」の入賞作品による福祉カレンダーを作製しました。

このカレンダーは、子どもたちが「やさしさでつながる福祉のまち」をテーマに描いた絵や、暦欄には祝祭日のほかに、福祉に関わる日（例えば1月17日は「防災とボランティアの日」など）が掲載されているのが特徴です。

御希望の方には無料で配付しておりますので、以下までお問い合わせください。

なお、在庫がなくなり次第終了となりますので御了承ください。

サイズ等 縦60センチ、横42センチ、13枚綴り

■申込み・お問い合わせ先
静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
電話 054-254-5224

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成29年2月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください！
→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師
10	効果の上がるOJT実践講座	2/16	シズウエル	社会福祉施設、介護保険事業所等に勤務する方	人材育成の基本とされるOJTを意識的かつ計画的に進めるための考え方と手法の習得 講師:関西福祉科学大学 大学院社会福祉学研究科 教授 津田 耕一 氏
96	高齢者とのコミュニケーションの取り方講座	2/21	シズウエル	社会福祉施設、介護保険事業所等に勤務する方	高齢者と接する時の心構えや高齢者に安心感を与えるコミュニケーションの取り方を学ぶ 講師:コミュニケーションハウス代表 坂倉 裕子 氏

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします！

kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2 か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡下さい。

◎福祉職員生涯研修は、平成28年度から福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程に改定しました。

☆詳しくはホームページをご覧ください 静岡県社協 研修 検索 お問い合わせ先：研修課 電話 054-271-2174

家庭常備薬の斡旋をご利用ください。

HEALTH&QUALITY LIFE

事業内容

医薬品、防疫薬、医薬部外品、化粧品、健康食品、健康関連用品各種記念品の取り扱い。



お客さまのニーズにあった商品を豊富に取り揃えております。

大日商事株式会社

TEL (06)6952-7015 FAX (06)6952-7137

大阪市旭区大宮4丁目18番18号



家庭用常備薬の斡旋について



静岡県社会福祉協議会では、社会福祉従事者の方の福利厚生の一環として、家庭用常備薬の斡旋販売をしています。平成28年度は2回の斡旋を予定しています。第2回目の申込みは以下のとおり行います。つきましては、職員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

【大日商事株式会社】

- ◆申込用紙送付予定日 11月下旬
- ◆申込締切予定日 12月22日(木)
- ◆商品発送予定日 1月下旬(大日商事株式会社より発送)

※一個当たりの商品価格が市販のものに比べてかなり割安です。各事業所・御家庭用としてお使いいただけます。



☆この機会に是非御利用ください☆

マックスバリュ東海車椅子寄贈式

毎年、マックスバリュ東海株式会社様から、店舗のある市町の社会福祉協議会へ車椅子が寄贈されています。今年度も、48台の車椅子が寄贈されました。全国で寄贈いただいた車椅子の数が1000台を超えた今年の寄贈式では、記念として、本会へ2台の車椅子の寄贈をいただきました。ありがとうございました。



左から
静岡市社会福祉協議会
事務局長 成澤 東 様
本会
常務理事 杉田 勇三
マックスバリュ東海株式会社
取締役 人事総務本部長 近藤 健司 様
環境・社会貢献次長 高畑 力 様



ありがとうございました



県社協への寄附金

しずおか信用金庫 様から
本会（ふれあい基金）へ168,856円の寄附を
いただきました。（11月16日）

社会福祉協議会ふれあい基金 寄附金贈呈式



左 しずおか信用金庫
常務理事 業務統括部長
山本 達訓 様
右 本会
常務理事 杉田 勇三

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

平成28年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入！！

補償金額（保険金額）

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額		6,500円	10,000円
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	

年間保険料（1名あたり）

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		300円	450円
			430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL: 03 (3593) 6824
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。